

補償金制度の実施状況について（SARTRAS）

(1) 授業目的公衆送信補償金申請状況

2021年度の授業目的公衆送信補償金総額等は、下表のとおりとなりました。

今年度の授業目的公衆送信利用につきましては、4月1日受付開始後順次申請をいただき、5月31日現在で、前年度の46.7%に当たる14,796校の申請を既にいただきました。ご申請をいただきました教育機関設置者のみなさまにおかれましては、本制度へのご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

なお、今年度の申請は7月31日までにお済ませいただきますようお願いして、8月には申請済設置者名及び教育機関名を公表させていただく予定です。

表

2021年度授業目的公衆送信補償金総額	4,871,704,040円
(内訳) 2022年度共通目的基金の額	974,223,917円
2021年度、2022年度管理手数料の額(2年度分)	487,170,403円
2021年度補償金分配総額※	3,410,310,311円

※2021年度補償金分配総額には591円の利息収入を含む。

(2) 利用報告・分配

補償金の分配のために必要な利用報告につきましては、2021年度ご利用分につき、お願いいたしました教育機関設置者のみなさまよりご提出をいただきました。こちらにつきましても、お忙しい中ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご提出いただきました利用報告につきましては、実際の分配を担うことが予定されております著作権等管理事業者や権利者団体等におきまして権利者特定の整備作業を進めているところですが、初年度ということもあり、様々な調整等に時間を要し、制度開始後最初の補償金分配時期は当初予定より数か月遅れることが見込まれております。

今年度の利用報告につきましては、2022年3月の本フォーラムでご報告したとおり、本年度の経験を踏まえ一部改良を加えつつ、基本的には本年度と同様の方式にて2022年3月までには利用報告をお願いしたい全対象教育機関の設置者の方へ御案内させていただきました。既に4月ご利用分から順次提出されてきております。御案内のありました設置者のみなさま、対象の教育機関の先生方には、改めましてご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、2021 年度の利用報告状況につきましては、後日改めて整理のうえ、件数や傾向、著作権法第 35 条では利用できない（権利制限の範囲外）と考えられる事例などについてフィードバックをさせていただくことを予定しております。

（補足）

授業目的公衆送信補償金分配規程を一部変更し、去る 6 月 17 日、文化庁長官へ届出を行いました。これまで補償金の分配は、SARTRAS が補償金業務を委託する分配業務受託団体を通じて行うこととしておりました（第 3 条第 1 項）が、利用報告には分配業務受託団体が未定である権利者の方が含まれることが見込まれたため、SARTRAS 自身も分配ができるよう第 3 条第 9 号、第 10 号を追記したことが主な変更点です（規程につきましては SARTRAS ウェブサイトトップのお知らせよりご覧ください）。

（3）共通目的事業

「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」（以下「共通目的事業」という。）につきましては、3 月 22 日に募集要項を公表し、第一次募集を行って参りました。6 月 21 日に締め切り、助成事業として 18 法人 31 事業の申請をいただきました。

今後は、これらに加え、SARTRAS 自らが実施する自主事業もあわせて、専門委員も加えた SARTRAS 共通目的事業委員会において法律要件への適合等を審査した後、理事会の決議を経て事業実施の決定を行うこととなります。

（4）ライセンスの検討状況

SARTRAS では、文化審議会著作権分科会報告書にある「権利制限の境界で「切れ目」なく著作物の利用が行える環境を整え、教育現場の著作物利用ニーズに応じていく」ため、高等教育専門ワーキング・グループにて考えられるイメージとしてお示しいただきました、「包括ライセンスの案」なども参考としながら、具体的なニーズを基に、権利者の委託可能性も確認のうえ、独禁法の定めにも配慮した SARTRAS ライセンスの検討を継続してまいります。

SARTRAS ライセンスに権利の委託を検討している権利者からは、授業目的公衆送信補償金制度では著作物を利用できない「教育現場の著作物利用のニーズ」が必要、との声が強く、具体的な利用シーンや頻度などお聞かせいただければと考えております。こちらにつきましては、引き続き以下の連絡先アドレスまでお寄せいただければと存じます。

（連絡先）

sartras_info@sartras.or.jp